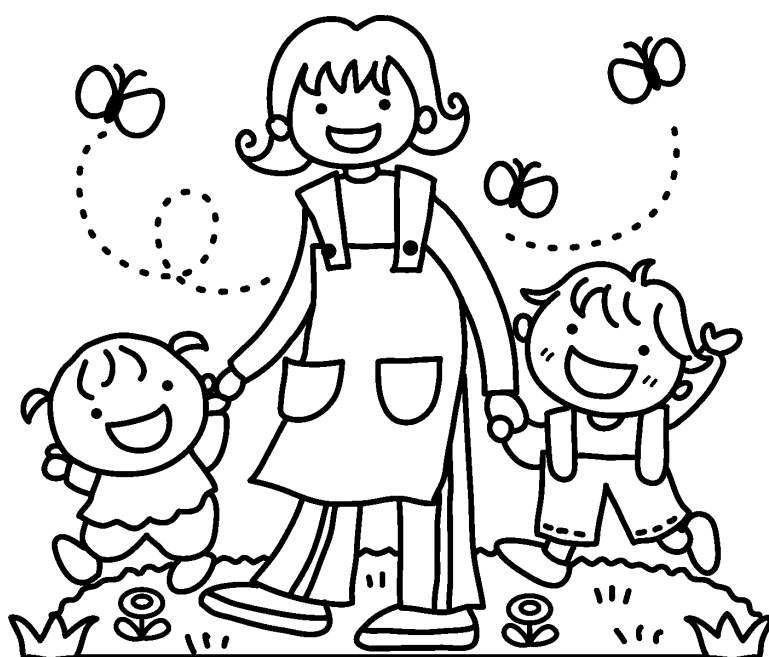


令和6年度 東松山市

保育施設利用の手引き

※令和5年9月作成



お問合せ先

東松山市役所 保育課

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-21-1407

FAX 0493-23-2239

*市ホームページもご覧ください →



—もくじ—

◎おもな保育・教育サービスの種類・・・・・・・・・・1ページ

◎保育施設（保育園・認定こども園・地域型保育）の入所について…2～24ページ

1. 保育施設とは・・・・・・・・・・2
2. 入所までの手続の流れ・・・・・・・・・・2
3. 東松山市内保育施設一覧・・・・・・・・・・3～5
4. 保育時間について・・・・・・・・・・6
5. 入所の申込みと審査について・・・・・・・・・・7～9
 保育施設利用調整基準点数表・・・・・・・・・・11～12
6. 入所申込みの受付について・・・・・・・・・・13
7. 入所申込みに必要な書類・・・・・・・・・・14
8. 入所申込みに関する注意・・・・・・・・・・15
9. 利用調整と利用調整結果の通知について・・・・・・・・・・16
10. 広域入所について・・・・・・・・・・17
11. 入所決定した場合について・・・・・・・・・・18
12. 入所保留となった場合について・・・・・・・・・・19
13. 入所後の各種変更等手続について・・・・・・・・・・20
14. 施設の休所・退所について・・・・・・・・・・21
15. 利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・・・22～24

◎認可外保育施設・・・・・・・・・・25ページ

◎幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・・・26～27ページ

◎一時保育、短時間保育・・・・・・・・・・28ページ

◎休日保育・・・・・・・・・・29ページ

◎病児保育・・・・・・・・・・30ページ

おもな保育・教育サービスの種類

お子さんを預けたり、教育を受けさせたりする施設は、下表のとおりとなります。
 児童の年齢や目的に応じて必要なサービスを選択し、ご利用ください。

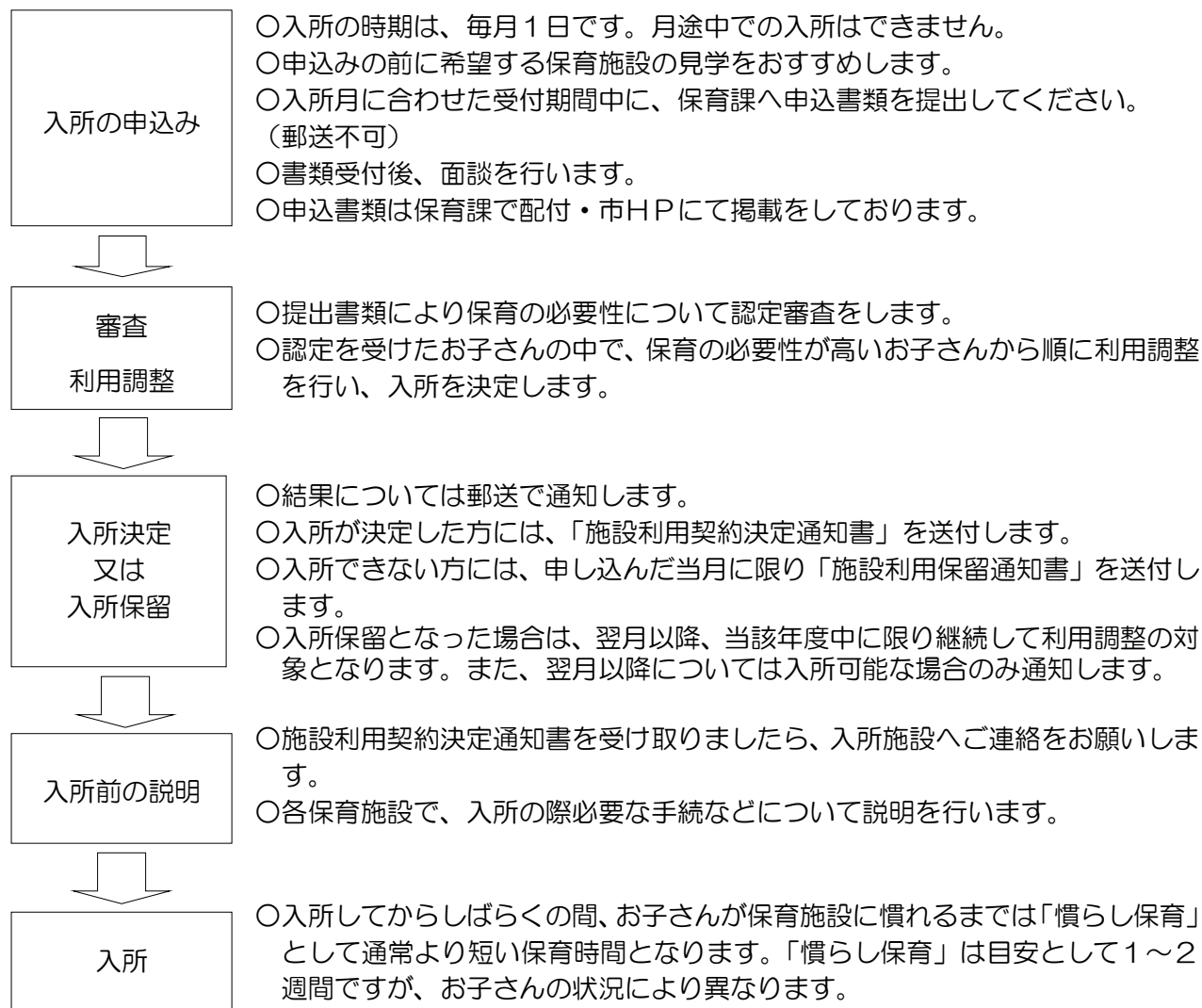
| 施設・サービス名 | サービス概要 | 対象児童 | 利用したい場合（申込先） |
|---------------------------------------|--|--|--|
| 保育園 | 労働等のため、保育を必要とするお子さんを預かる児童福祉施設です。 市内施設数：17か所 | 0～5歳児までの保育を必要とするお子さん | 市役所保育課 →詳しくは2ページへ |
| 認定こども園 | 保育を必要とするお子さんを預かる「保育園部分」と、お子さんの教育を行う「幼稚園部分」の両方の役割を持つ施設です。 どちらの部分を利用するかによって、申込方法や保育時間が異なります。 市内施設数：2か所 | 「保育園部分」 0～5歳児までの保育を必要とするお子さん （市内施設の入園年齢は3歳児から） 「幼稚園部分」 満3～5歳児までのお子さん | （保育園部分を利用する場合） 市役所保育課 →詳しくは2ページへ （幼稚園部分を利用する場合） 認定こども園 |
| 地域型保育 （小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） | 保育園や認定こども園よりも少人数の単位で、保育を必要とする0～2歳児のお子さんを預かるサービスです。 4つの種類があり、それぞれに特徴があります。 市内施設数：8か所 | 0～2歳児までの保育を必要とするお子さん | 市役所保育課 →詳しくは2ページへ |
| 認可外保育施設 （企業主導型保育事業所等） | 県や市の認可によらず、市の指導監査の元、独自に運営している施設です。 | 0～5歳児までの保育を必要とするお子さん | 認可外保育施設 →詳しくは25ページへ |
| 幼稚園 | お子さんを集団生活に慣れさせたり、教育を受けさせたりする場合に利用できる施設です。 市内施設数：6か所 | 満3～5歳児までのお子さん | 幼稚園 |
| その他の保育サービス | 上記のように日常的にお子さんを預けるサービスのほかに、一時的にお子さんを預けたい場合利用できる「一時保育・短時間保育（28ページ）」や、お子さんが病気の時に利用できる「病児保育（30ページ）」があります。 | | |

保育施設（保育園・認定こども園・地域型保育）の入所について

1. 保育施設とは

保護者の労働や病気などの事由のため、保育を必要とするお子さんを、保護者にかわって保育することを目的とする施設です。幼稚園と異なり、保育が必要であることが要件となるため「下の子に手がかかるため上の子だけを預けたい」「同年齢の友達と遊ばせたい」「集団生活に慣れさせたい」等の理由では入所できません。

2. 入所までの手続の流れ



◇保育年齢について

クラスは、令和6年4月1日時点の年齢で決まります。

| クラス | 生 年 月 日 | 令和6年4月1日時点の年齢 |
|-----|---------------------|---------------|
| 0歳児 | 令和 5年4月2日～ | 0歳 |
| 1歳児 | 令和 4年4月2日～令和 5年4月1日 | 1歳 |
| 2歳児 | 令和 3年4月2日～令和 4年4月1日 | 2歳 |
| 3歳児 | 令和 2年4月2日～令和 3年4月1日 | 3歳 |
| 4歳児 | 平成31年4月2日～令和 2年4月1日 | 4歳 |
| 5歳児 | 平成30年4月2日～平成31年4月1日 | 5歳 |

3. 東松山市内保育施設一覧 《保育園》

| 園名 | 経営主体 | 定員 | 入園年齢 | 所在地 | 電話番号 | 保育時間 (延長時間を含む) |
|-----------------|-------------------|-----|-------|----------------|---------|--------------------------------|
| まつやま 保育園 | 東松山市 | 110 | 6か月から | 加美町 6-16 | 22-1194 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 |
| わかまつ 保育園 | 東松山市★ | 100 | 6か月から | 若松町 1-18-1 | 22-3962 | 平日 7:00~20:00 土曜 7:00~20:00 |
| たかさか 保育園 | 東松山市★ | 90 | 6か月から | 高坂 1122 | 34-3389 | 平日 7:00~19:30 土曜 7:00~19:30 |
| からこ保育園 | 東松山市★ | 90 | 6か月から | 新郷1 | 23-7058 | 平日 7:30~19:00 土曜 7:30~19:00 |
| いちのかわ 保育園 | 東松山市★ | 45 | 1歳児から | 松山町 1-13-49 | 23-1150 | 平日 7:30~19:00 土曜 7:30~19:00 |
| 若草保育園 | 社会福祉法人 恵会 | 60 | 3か月から | 大谷 4217-4 | 39-0300 | 平日 7:15~18:45 土曜 7:30~12:30 |
| 桃の木保育園 | 社会福祉法人 童会 | 60 | 1歳児から | 東平 676-1 | 22-3605 | 平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30 |
| 仲よし保育園 | 社会福祉法人 仲よし福祉会 | 120 | 4か月から | 下野本 1637-6 | 22-0937 | 平日 7:15~19:15 土曜 7:15~18:00 |
| 第二仲よし 保育園 | 社会福祉法人 仲よし福祉会 | 90 | 4か月から | 松山町 2-6-1 | 23-8480 | 平日 7:15~19:15 土曜 7:15~18:00 |
| のもと保育園 | 社会福祉法人 あけぼの学園 | 120 | 3か月から | 下野本 830-2 | 25-4188 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 |
| みどり保育園 | 社会福祉法人 若萌会 | 60 | 3か月から | 石橋 1635-9 | 24-0010 | 平日 7:00~18:30 土曜 7:00~18:00 |
| 高坂ひまわり 保育園 | 社会福祉法人 公陽会 | 132 | 5か月から | 高坂 1025-3 | 31-1230 | 平日 7:15~18:45 土曜 8:00~13:00 |
| あっぴる 幼児園 | 社会福祉法人 あけぼの学園 | 50 | 3か月から | 下野本 784-2 | 22-8817 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 |
| ハルム松ノ木 保育園 | 社会福祉法人 育成舎 | 60 | 2か月から | 西本宿 1727 | 81-5532 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:30~16:30 |
| ウェルネス 保育園東松山 | 社会福祉法人 タイケン福祉会 | 63 | 6か月から | 大谷 1492-5 | 81-7525 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 |
| 第二みどり 保育園 | 社会福祉法人 若萌会 | 60 | 3か月から | 石橋 1635-6 | 22-1688 | 平日 7:00~18:30 土曜 7:00~18:00 |
| 桑の木保育園 | 社会福祉法人 わらしべ会 | 30 | 2か月から | 上唐子 1016-3 | 81-3335 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:30~18:30 |

※0歳児については、保育時間が異なる場合があります。詳しくは各保育園にお問合せください。

※★については、指定管理者（アートチャイルドケア株式会社）による運営となります。

《小規模保育》

| 園名 | 経営者 | 定員 | 入園年齢 | 所在地 | 電話番号 | 保育時間 (延長時間を含む) | 連携施設 |
|-----------------------|------------------|----|----------------|-----------------------|---------|--------------------------------|---------------------------------------|
| どんぐり 保育園 | 小倉 豊子 | 19 | 2か月から 2歳児まで | 松山町 2-4-59 | 23-3480 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:30~18:00 | 東松認定こども園げんき 保育園部分(3人) 幼稚園部分(4人) |
| いちご 保育園 | 一般社団法人 ベビーマーチ | 19 | 2か月から 2歳児まで | 石橋 1496-5 | 25-0433 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00 | 認定こども園 松山聖ルカ幼稚園 |
| 木の实 保育園 | 社会福祉法人 わらしべ会 | 11 | 2か月から 2歳児まで | 古凍 489 | 81-3551 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:30~18:30 | 桑の木保育園 |
| なないろ K&M's | 株式会社 K&M's | 10 | 4か月から 2歳児まで | 上唐子 1469 | 21-7111 | 平日 7:30~19:30 土曜 7:30~16:00 | - |
| たんぽぽ 保育園 | 島野 悠介 | 19 | 2か月から 2歳児まで | 本町 2-3-4 | 24-2240 | 平日 7:15~18:45 土曜 7:15~18:45 | - |
| 若草駅前 小規模 保育園 | 社会福祉法人 恵 会 | 19 | 2か月から 2歳児まで | 箭弓町 1-12-11 2-C | 81-6700 | 平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30 | 若草保育園(3人) 仲よし保育園(3人) |
| フレンドキ ップラン ド高坂園 | 株式会社 ルシエル | 19 | 6か月から 2歳児まで | 高坂 969-2 | 59-8547 | 平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30 | - |
| あびっく こども園 | 社会福祉法人 あけぼの学園 | 19 | 3か月から 2歳児まで | 松山 2339-42 | 59-8100 | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 | のもと保育園(6人) あっぶる幼稚園(3人) |

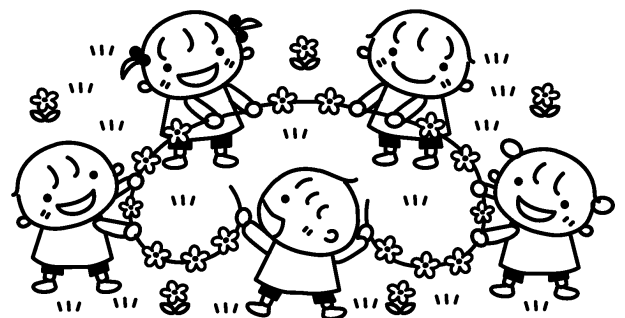
※上記施設は、職員の全員が保育士(類型A型)の施設です。

【小規模保育事業所の卒園後について】

卒園年度中に、翌年度4月からの入所申込みが必要です。(加点の対象となります。11・12ページの「東松山市保育施設利用調整基準点数表」をご参照ください。)

○連携施設がある小規模保育事業所の卒園児については、連携施設の優先入所枠があります。(希望する施設に必ず入所できるものではありません。)

○連携施設以外の保育施設を希望することもできます。ただし、連携施設以外の保育施設のみを希望する場合は、卒園後に入所できない場合があります。



《認定こども園（幼稚園型）》

| 園名 | 経営主体 | 定員 | 入園年齢 | 所在地 | 電話番号 | 保育時間 (延長時間を含む) |
|------------------------------|----------------------|----|-------|----------------|---------|--------------------------------|
| とうしょう 東松認定こども 園げんき(※1) | 学校法人 東松幼稚園 | 18 | 3歳児から | 石橋 1761 | 24-1606 | 平日 7:45~18:45 |
| 認定こども園 松山聖ルカ幼稚 園(※2) | 学校法人 松山聖ル カ幼稚園 | 30 | 3歳児から | 下青鳥 1382-16 | 22-0662 | 平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30 |

(※1) どんぐり保育園と連携施設協定を結んでいるため、どんぐり保育園を卒園後に、東松認定こども園げんきを希望されるお子さんの入所が優先されます。

(※2) いちご保育園と連携施設協定を結んでいるため、いちご保育園を卒園後に、認定こども園松山聖ルカ幼稚園を希望されるお子さんの入所が優先されます。

- 上記2園の定員は、保育園部分の定員です。
- 上記2園は幼稚園型認定こども園です。幼稚園型認定こども園とは、幼稚園を母体とし、幼稚園の預かり保育の制度の拡大により、長時間の預かりが必要なお子さん（保育園部分）に対し、長時間の教育・保育を提供しています。

◇保育施設の見学等について

保育施設の見学及び保育内容に関するご質問、入所後の実費徴収金等については、施設にお問合せください。

◇保育施設の紹介について

別冊「東松山市保育施設一覧（施設紹介）」や市ホームページ「保育施設一覧」において、詳しく紹介しておりますので、ご覧ください。

ホームページ「保育施設一覧」 →



4. 保育時間について

保育必要量（7ページ【2】参照）における保育標準時間の場合と、保育短時間の場合の利用可能な時間帯は、保育施設ごとに異なります。東松山市内の保育施設の場合は以下のとおりです。

| 保育施設名 | 保育標準時間 (1日あたり最大11時間まで) | 保育短時間 (1日あたり最大8時間まで) |
|----------------|---------------------------|-------------------------|
| まつやま保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| わかまつ保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| たかさか保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| からこ保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| いちのかわ保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| 若草保育園 | 7:15 ~ 18:15 | 8:30 ~ 16:30 |
| 桃の木保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| 仲よし保育園 | 7:15 ~ 18:15 | 8:30 ~ 16:30 |
| 第二仲よし保育園 | 7:15 ~ 18:15 | 8:30 ~ 16:30 |
| のもと保育園 | 7:00 ~ 18:00 | 8:30 ~ 16:30 |
| みどり保育園 | 7:00 ~ 18:00 | 8:30 ~ 16:30 |
| 高坂ひまわり保育園 | 7:15 ~ 18:15 | 8:30 ~ 16:30 |
| あっぷる幼児園 | 7:00 ~ 18:00 | 8:30 ~ 16:30 |
| ハルム松ノ木保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| ウェルネス保育園東松山 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| 第二みどり保育園 | 7:00 ~ 18:00 | 8:30 ~ 16:30 |
| 桑の木保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| どんぐり保育園 | 7:00 ~ 18:00 | 8:30 ~ 16:30 |
| いちご保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| 木の实保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| なないろK&M's | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| たんぼぼ保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| 若草駅前小規模保育園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| フレンドキッズランド高坂園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |
| あびっくこども園 | 7:00 ~ 18:00 | 8:30 ~ 16:30 |
| 東松認定こども園げんき | 7:45 ~ 18:45 | 8:30 ~ 16:30 |
| 認定こども園松山聖ルカ幼稚園 | 7:30 ~ 18:30 | 8:30 ~ 16:30 |

※上記時間帯は平日のものです。土曜日については、各保育施設の土曜日の開所時間の範囲内で、利用可能な時間となります。

※上記の時間帯を超えて利用する場合は（各保育施設の開所時間内に限る。）延長保育となり、別途延長保育料が発生します。

公立保育園の場合の延長保育料

| | | |
|---------|----------|-------------------------------------|
| まつやま保育園 | からこ保育園 | 30分当たり1,000円（月額） ※保育標準時間・保育短時間共通 |
| わかまつ保育園 | いちのかわ保育園 | |
| たかさか保育園 | | |

※民間保育施設の延長保育料については、施設へ直接ご確認ください。

5. 入所の申込みと審査について

1. 入所申込みができる方（保育の必要性の認定について）

保育施設等の利用を希望する保護者については、「子どものための教育・保育給付認定」を受けていただくこととなります。「子どものための教育・保育給付認定」には3つの認定区分（1・2・3号認定）と、2つの時間区分（2号・3号のみ）があり、認定を受けると、その認定が有効である間、認定に応じた時間で施設へ入所することができます。

【1】 3つの認定区分

希望する利用先に応じて、それぞれ必要な認定が異なります。

| 認定区分 | 認定内容 | 利用先 |
|--------------------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 1号認定 教育標準時間認定 | お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合に受ける認定です。 | 幼稚園 認定こども園の幼稚園部分 |
| 2号認定 満3歳以上・保育認定 | お子さんが満3歳以上で、保育施設等での保育を希望する場合に受ける認定です。 | 保育施設 認定こども園の保育園部分 |
| 3号認定 満3歳未満・保育認定 | お子さんが満3歳未満で、保育施設等での保育を希望する場合に受ける認定です。 | 保育施設 認定こども園の保育園部分 小規模保育等 |

【2】 保育必要量（2号・3号のみ）

保育認定では、保育を必要とする事由について、その状態や必要な保育時間の長さを確認し、施設の利用時間について「保育標準時間」「保育短時間」の2つに区分します。（これを「保育必要量」といいます。）

○保育標準時間認定の条件

保護者がともに下記①～③のいずれかに該当する方。

①就労時間等が120時間以上/月であること。

②120時間未満/月であっても、就労時間等の開始時刻が、8時30分以前であること。

③120時間未満/月であっても、就労時間等の終了時刻が、16時30分以降であること。

○保育短時間認定の条件

上記以外の方。

| 認定区分 | 利用可能な時間※ | 月額利用者負担額（保育料） | 延長保育として利用できる時間 |
|--------|-----------|---------------------------|-----------------------------------|
| 保育標準時間 | 1日に最大11時間 | 保護者の所得に応じて決定する額 | 11時間を超えて利用する時間 (別途延長保育料が発生します) |
| 保育短時間 | 1日に最大8時間 | 保育標準時間で定める額から 1.7%減じた額 | 8時間を超えて利用する時間 (別途延長保育料が発生します) |

※利用可能な時間帯は、施設によって異なります。6ページをご確認ください。

《保育認定を受けられる基準》

保育認定は、保護者が下表の基準のいずれかの事由に該当する場合に受けることができます。また、その事由により、保育の時間区分や、認定が有効な期間（「認定期間」と呼びます。）が異なります。

| 認定事由 【認定される時間区分】 「標準」：保育標準時間 「短」：保育短時間 | 内容 | 認定期間 (2号認定、3号認定により異なる) |
|---|--|--|
| (1) 労働 【標準・短】 | 1か月に64時間以上労働していることを常態とする場合 | 2号：児童の就学前まで 3号：児童の満3歳の誕生日の前々日まで |
| (2) 妊娠・出産 【標準】 | 母親が妊娠または産後間もない状態に該当する場合 (出産(予定)日の前3か月から、出産(予定)日から8週間後にあたる日の翌日が属する月の月末までをいいます) | 最長で出産(予定)日から8週間後にあたる日の翌日が属する月の末日まで (「妊娠・出産」を理由に入所した場合は入所期間に制限があります。18ページをご確認ください) |
| (3) 疾病・障害 【標準】 | 保護者が病気、負傷、心身障害などで、児童の保育を必要とする場合 | (1)と同様 |
| (4) 介護・看護 【標準・短】 | 1か月に64時間以上、病気や障害を有する同居の親族を介護・看護しなければならない場合 | (1)と同様 |
| (5) 災害復旧 【標準】 | 地震や風災害又は火災などの災害の復旧に当たっている場合 | (1)と同様 |
| (6) 求職活動 【短】 | 求職活動を継続的に行っている場合 | 最長で認定の効力発生日から3か月後まで |
| (7) 就学 【標準・短】 | 1か月に64時間以上学校に在学している場合 | 最長で学校を卒業する予定日が属する月の末日まで |
| (8) 職業訓練 【標準・短】 | 1か月に64時間以上職業訓練を受けている場合 | 最長で訓練を終了する予定日が属する月の末日まで |
| (9) 児童虐待のおそれ 【標準】 | 児童虐待を行っている、又は再び行うおそれがあると認められる場合 | (1)と同様 |
| (10) 家庭内暴力 【標準】 | 家庭内暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合 | (1)と同様 |
| (11) 育児休業 【標準】 | 育児休業を取得する場合に、既に保育施設を利用している児童について、引き続き利用が必要と認められる場合 | 事情を勘案して市長が必要と認める期間 |
| (12) その他 【標準・短】 | (1)～(11)に類するものとして市長が認める場合 | 事情を勘案して市長が必要と認める期間 |

※父母がそれぞれ別の事由に該当し、認定期間に差がある場合は、期間の短い方で認定します。

※認定を受けても、利用調整の結果、入所をお待ちいただくことがあります。(詳しくは次ページ)

2. 子どものための教育・保育給付認定について

◇支給認定証とは

申請書類に基づき決定した「子どものための教育・保育給付認定」の区分、保育必要量、認定の有効期間等が記載されているものです。保育認定された場合、利用調整による入所の可否に関わらず、支給認定証が送付されます。

◇支給認定証についての注意

- ・入所決定した場合には、保育施設に提示してもらうなど、必ず必要なものとなりますので、紛失や破損などしないよう、大切に保管をしてください。紛失等した場合は保育課までお問合せください。
- ・支給認定証に記載されている事項や、認定の申請時に申し出た事項に変更があった場合は、認定変更の必要がある場合がありますので、保育課までお問合せください。
(詳しくは15ページ記載の「◇【重要】入所申込後（入所が決定するまで）の申込事項の変更について」の③をご参照ください)
- ・3号認定を受けているお子さんが満3歳に達した場合や、その他変更が必要と認められる場合は、申請がない場合でも市が「子どものための教育・保育給付認定」の内容を変更することがあります。
- ・市外に転出した場合や、保育の必要性がないと判断できる場合、その他変更が必要と認められる場合は、市が「子どものための教育・保育給付認定」を取り消すことがあります。

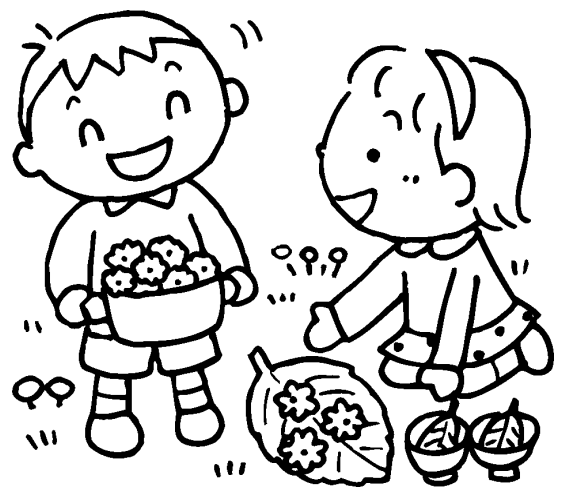
3. 利用調整について（入所選考）

保育認定を受けたお子さんは、申請者の希望や施設の利用状況に基づいて行う利用調整（入所選考）の対象となります。

利用調整は、11・12ページに掲載している「東松山市保育施設利用調整基準点数表」に基づいて、保育必要量を計り、優先度を点数化して行います。点数が高いほど保育施設を利用する必要性が高いものとして、優先して調整し入所を決定します。

入所できる基準に該当しても各施設の定員以上の申込みがあった場合には、欠員が出るまでお待ちいただくこととなります。





東松山市保育施設利用調整基準点数表

基礎点数(父母の状況)

| | | 父・母の状況 | | 点数 | 父 | 母 | 必要書類 |
|-------|-------------------------------------|----------------|--|--------|---|---|---|
| 状況 | 番号 | 細目 | | | | | |
| 労働 | 1 | 外勤 | 1か月に155時間以上の労働 | 10 | | | 就労証明書(★) |
| | 2 | | 1か月に150時間以上の労働 | 9.5 | | | |
| | 3 | | 1か月に145時間以上の労働 | 9 | | | |
| | 4 | | 1か月に140時間以上の労働 | 8.5 | | | |
| | 5 | | 1か月に120時間以上の労働 | 8 | | | |
| | 6 | | 1か月に100時間以上の労働 | 7 | | | |
| | 7 | | 1か月に80時間以上の労働 | 6 | | | |
| | 8 | | 1か月に64時間以上の労働 | 5 | | | |
| | 9 | 自営業 (個人事業主) | 1か月に155時間以上の労働 | 10 | | | 就労証明書(★) + 自営業用就労状況申告書(★) + 事業を営んでいることが分かる 書類(営業許可書、開業届、商 業登記簿謄本、委託契約書、確 定申告書等の写し) |
| | 10 | | 1か月に150時間以上の労働 | 9.5 | | | |
| | 11 | | 1か月に145時間以上の労働 | 9 | | | |
| | 12 | | 1か月に140時間以上の労働 | 8.5 | | | |
| | 13 | | 1か月に120時間以上の労働 | 8 | | | |
| | 14 | | 1か月に100時間以上の労働 | 7 | | | |
| | 15 | | 1か月に80時間以上の労働 | 6 | | | |
| | 16 | | 1か月に64時間以上の労働 | 5 | | | |
| 就学 | 17 | 在学・職業訓練 | 教育施設への在学・職業訓練 | 1~8を併用 | | | 在学証明書(★) |
| 求職活動 | 18 | 求職中 | 現在労働をしておらず、求職中 | 1 | | | 就労誓約書(★) |
| | 19 | | 1か月に64時間未満の労働をしておらず、求職中 | 3 | | | 就労誓約書(★)+就労証明書(★) |
| 父・母不在 | 20 | 父・母不在 | 死亡・離婚・離婚調停中(同居している場合を除く)・行方不明等 | 10 | | | 児童扶養手当受給者証又はひとり親 家庭等医療費受給者証の写し、戸籍 謄本、調停期日通知書の写し、事件係 属証明書等 |
| 妊娠・出産 | 21 | 出産関係 | 出産(予定)日が属する月及び当該月の前3か月 | 10 | | | 母子手帳(表紙・出産予定日が わかるページ)の写し |
| 疾病・障害 | 22 | 疾病 | 児童の保育が完全に不可能な状況 | 10 | | | 診断書(★) |
| | 23 | | 児童の保育が困難な状況 | 8 | | | |
| | 24 | | 児童の保育が部分的に困難な状況 | 6 | | | |
| | 25 | 障害 | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健 福祉手帳1級 | 10 | | | 障害状況申告書(★) + 障害者手帳の写し |
| | 26 | | 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手 帳2級 | 8 | | | |
| 27 | 身体障害者手帳4級以下、療育手帳C、精神障害者保健福 祉手帳3級 | | 6 | | | | |
| 介護・看護 | 28 | 介護・看護 | 1か月に155時間以上の介護・看護 | 10 | | | 介護・看護状況申告書(★) + 介護が必要な方(同居親族)の 障害者手帳の写し、介護保険被 保険者証の写し、診断書等のい ずれか |
| | 29 | | 1か月に150時間以上の介護・看護 | 9.5 | | | |
| | 30 | | 1か月に145時間以上の介護・看護 | 9 | | | |
| | 31 | | 1か月に140時間以上の介護・看護 | 8.5 | | | |
| | 32 | | 1か月に120時間以上の介護・看護 | 8 | | | |
| | 33 | | 1か月に100時間以上の介護・看護 | 7 | | | |
| | 34 | | 1か月に80時間以上の介護・看護 | 6 | | | |
| | 35 | | 1か月に64時間以上の介護・看護 | 5 | | | |
| 災害 | 36 | 家庭の災害 | 火災、風水害等で家屋損傷その他災害復旧 | 10 | | | 罹災証明書等災害の状況が分 かる書類 |
| 家庭内暴力 | 37 | 家庭内暴力 | 家庭内暴力により保育することが困難であると認められる状態 | 10 | | | |
| 虐待 | 38 | 虐待 | 児童虐待のおそれがあると認められる状態 | 10 | | | |
| 育児休業 | 39 | 育児休業 | 兄弟姉妹の育児休業の間に、申請児童の保育施設の利用 が引続き必要である場合 | 9 | | | 産休・育休期間が明記された 就労証明書(★) |
| その他 | 40 | その他 | 上記の状況に類するものとして市長が認める場合 | 0~10 | | | |

※(★)がついている書類は、市で指定の様式があります。

【基礎点数について】

- 1 父母それぞれの点数(最低点は0点)を合算して世帯の点数とする。
- 2 父母の状況が複数の細目に該当する場合は、原則として点数の高い状況をとり世帯の点数とする。
- 3 就労時間に通勤時間及び残業時間は含まない。
- 4 1か月の就労時間は、就労証明書に記載された「1か月の就労時間数(休憩時間除く)」で算定する。
- 5 上記の他、各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと判断できる細目に当てはめるものとする。

【市外在住者の利用調整について】

市外在住者(転入予定者を除く)については、市内在住者の利用調整後に、調整を行うものとする。

【育児休業中の点数について】

申請児童を対象とした育児休業を取得中の場合、提出された就労証明書の就労時間に基づいた点数とする。

調整点数(父母の状況)

| 状況 | 番号 | 細目 | 点数 | 父 | 母 | 必要書類 |
|-------|----|-----------|--|----|---|---------------------------------------|
| 労働状況 | 41 | 就労(就学)予定 | 就職先・就学先確定(内定) | -1 | | |
| | 42 | 単身赴任 | 単身赴任により長期不在(家庭状況届に記載がある場合) | 2 | | |
| | 43 | 保育士等 | 保育士資格、幼稚園教諭免許、看護師資格のいずれかを有し、市内の保育施設等に勤務(※)、復職予定又は内定している(転所希望を除く) | 20 | | 保育士資格証、幼稚園教諭免許状、看護師資格いずれかの写し+就労証明書(★) |
| | 44 | | 保育士資格、幼稚園教諭免許、看護師資格のいずれかを有し、市外の保育施設等に勤務(※)、復職予定又は内定している(転所希望を除く) | 10 | | |
| 疾病の状況 | 45 | 指定難病・特定疾患 | 指定難病・特定疾患 | 1 | | 医療受給証の写し |

※保育施設等に勤務とは、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所で**保育従事者**として勤務することを指す。

調整点数(世帯)

| 状況 | 番号 | 細目 | 点数 | 世帯 | 必要書類 | |
|---------|-----------------------|-------------------------|--|------|------|-------------------------------------|
| 世帯の状況 | 1 | 被保護世帯 | 生活保護受給世帯 | 8 | | 受給証の写し |
| | 2 | ひとり親世帯 | 父子・母子世帯(別居しており、離婚が成立している) | 8 | | 児童扶養手当受給者証又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍謄本等 |
| | 3 | | 離婚調停中(同居している場合を除く) | 2 | | 調停期日通知書の写し、事件係属証明書等 |
| | 4 | 同居祖父母(64歳以下)の状況 | 保育ができない事由を持たない同居祖父母(当該年度4月1日時点で64歳以下、世帯分離をしている場合を含む)がいる | -5 | | |
| | 5 | 虐待・家庭内暴力等 | 虐待や家庭内暴力等のおそれがあると認められ、社会的養護が必要な場合 | 10 | | |
| 児童の状況等 | 6 | 兄弟姉妹 | 保育施設に入所中又は申請中の兄弟姉妹有り(転所希望を除く) | 0.5 | | |
| | 7 | 認可外保育施設等在籍 | 認可外保育施設・幼稚園・認定こども園の幼稚園部分に常態的に預けている場合(市外施設を含む) | 1 | | 保育室等在籍証明書(★) |
| | 8 | 障害児 | 申請児童が障害を有する場合 | 1 | | 障害者手帳の写し |
| | 9 | 地域型保育事業の卒園児童 | 地域型保育事業(小規模保育事業所等)を卒園予定(4月選考のみ適用) | 30 | | |
| その他 | 10 | 転所希望 | すでに保育施設を利用しており、転所を希望している場合(市外の保育施設から市内の保育施設に通所させるための転所希望を除く) | -0.5 | | |
| | 11 | | 兄弟姉妹を同一の施設に通所させるための転所希望 | 2 | | |
| | 12 | 育児休業明け | 育児休業を取得しており、児童の入所に合わせて就労先への復帰を予定している場合 | 1 | | 産休・育休の期間が明記された就労証明書(★) |
| | 13 | 育児休業延長 | 育児休業の延長のため、入所保留を希望する場合 | -30 | | |
| | 14 | 入所辞退 | 入所決定後に辞退したことがある場合(当該年度内の入所決定に対する辞退に限る。) | -3 | | |
| | 15 | 保育料 | 同一世帯の保育料の滞納が6か月以上ある場合 | -10 | | |
| 16 | 同一世帯の保育料の滞納が3か月以上ある場合 | | -5 | | | |
| 世帯の特殊事情 | 17 | 児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合 | | 20 | | |

※(★)がついている書類は、市で指定の様式があります。

【調整点数について】

- 調整点数(父母の状況)の加減算は、父母それぞれの点数に対して行い、調整点数(世帯)は父母の合計点数に対して加減算を行う。
- 各項目は重複して加減算する。
- 調整点数は、保護者からの申請に基づき必要な書類が提出された場合等に適用する。
- 同居者については、住所が別であっても生計を共にしている場合は含む。また、世帯が別であっても同一住所地及び同一敷地内の別建物の場合は同居とみなす。

【世帯の合計点数について】

各世帯の合計点数は、基礎点数と調整点数を加減算したものとする(最低点は0点。)

【同一点数世帯の優先順位】

- 火災、風水害等による被災世帯で、災害復旧作業が必要である場合
- 父子・母子世帯
- 生活保護世帯
- 新規での入所を希望する世帯
- 養育している未就学児の人数が多い世帯
- 同世帯に障害者がいる世帯(要手帳の写し)
- 基礎点数(父母の状況)が高い世帯
- 入所保留期間が長い世帯
- 保育料の滞納がない世帯
- 利用者負担額を決定するための住民税額が少ない世帯(同額の場合は、総所得金額等の低い世帯を優先する。)

6. 入所申込みの受付について

申込みの受付は、①申込書類の受付→②お子さんを交えた保護者との面談という流れで行います。
 ※お子さんの面談は、主にお子さんの健康状態について把握し、集団での保育が可能かどうか、保育する中でどういった配慮を必要とするか等を検討するために行います。

【共通事項】

実施内容 ①申込書類の受付 ②お子さんを交えた保護者との面談
 持ち物 申込書類一式、マイナンバーカード（マイナンバー入り住民票、通知カード（令和2年5月25日以降に氏名や住所変更等を行った場合は無効。）、本人確認書類（A 1点またはB 2点（下の本人確認書類一覧をご確認ください。））

※本人確認書類一覧

- A 運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きのもの
- B 健康保険証、年金手帳、診察券、公共料金の明細など住所・氏名が記載されているもの

4月入所と年度途中入所（5月から3月）の場合、受付の方法が異なります。以下をご参照ください。

【令和6年度4月入所希望の場合】【1次申込み】

書類受付期間 令和5年10月17日（火）～令和5年10月31日（火）
 平日 9時から16時30分まで（12時～13時30分を除く）
 10月21日（土） 9時から12時30分まで
 受付場所 東松山市総合会館地下1階（市役所前建物） AV会議室
 ※誕生日が令和5年10月1日から令和6年1月1日までのお子さん（0歳児）について
 入園年齢を満たす施設に限り、令和6年1月5日（金）まで申請を受け付けます。
 ※面談について
 書類受付後、面談を実施しますので、お子さんと一緒にご来庁ください。

【2次申込み】1次申込みに関わなかった方が対象（※1次申込みの結果、保留の方は自動的に対象となります。）

書類受付期間 令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水）
 受付場所 東松山市総合会館2階 保育課窓口（時間は8時30分から17時15分まで、土日祝日は除く。）

【令和6年度途中入所（5月から3月）希望の場合】

書類受付期間 各月、下表のとおりとなります。

| 入所月 | 受付期間 | 入所月 | 受付期間 |
|-----|-------------------|------------------------------------|---------------------|
| 5月 | 3月1日（金）～ 3月29日（金） | 11月 | 9月2日（月）～ 9月30日（月） |
| 6月 | 4月1日（月）～ 4月30日（火） | 12月 | 10月1日（火）～ 10月31日（木） |
| 7月 | 5月1日（水）～ 5月31日（金） | 1月 | 11月1日（金）～ 11月29日（金） |
| 8月 | 6月3日（月）～ 6月28日（金） | 2月 | 12月2日（月）～ 12月27日（金） |
| 9月 | 7月1日（月）～ 7月31日（水） | 3月 | 1月6日（月）～ 1月31日（金） |
| 10月 | 8月1日（木）～ 8月30日（金） | ※不足書類のみ、各月締切日の翌2日間（土日祝日は除く）受け付けます。 | |

受付場所 東松山市総合会館2階 保育課窓口（時間は8時30分から17時15分まで、土日祝日は除く。）

※面談について

毎週火曜日・木曜日の13時～15時の間にお子さんと一緒にご来庁ください。

- ①火・木以外を希望する場合…まつやま保育園で面談を行いますので、書類提出時にご相談ください。
- ②市内保育園からの転所を希望する場合…面談は行いません。児童の同伴は不要です。

◇東松山市外の保育施設を利用したい場合

東松山市外の保育施設の利用を希望する場合は、東松山市から申込みを行います。
 17ページをご確認のうえ、お申込みください。

7. 入所申込みに必要な書類

必要事項をご記入の上、保育課までご持参ください。(郵送不可)

書類一式は、市役所保育課(総合会館2階)にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

| |
|--|
| ①教育・保育給付認定申請書 |
| ②保育を必要とする証明書類 保護者及び64歳以下(令和6年4月1日時点)の同居祖父母(別世帯含む)について、8ページの「認定事由」のうち該当するものについて提出してください。 ○労働、育児休業……………就労証明書(★) ○労働(個人事業主)……………就労証明書(★)、自営業用就労状況申告書(★)、事業を営んでいることが分かる書類(営業許可書、開業届、商業登記簿謄本、確定申告書等の写し) ○妊娠・出産……………母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日がわかるページ) ○疾病……………診断書(★) ○障害……………障害状況等申告書(★)、障害者手帳等の写し ○介護・看護……………介護・看護状況申告書(★)、対象者の診断書又は障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証の写し等 ○災害復旧……………罹災証明書等災害の状況が分かる書類 ○求職活動……………就労誓約書(★) ○就学、職業訓練……………在学証明書(★) ○その他……………保育を必要とする証明書 ○児童虐待のおそれ、家庭内暴力については、関係部署との調整によりその事由を判断しますので、提出書類はありません。 ※(★)がついている書類は、市で指定の様式があります。 ※64歳以下(令和6年4月1日時点)の祖父母と同居である(世帯は別でも、住所地が同じ場合は同居とみなします)場合、祖父母についても上記の書類を提出してください。(提出がない場合は、祖父母が保育できる状態とみなします。)なお、祖父母が保育できる状態でも申込みはできますが、利用調整時に減点の対象となります。 |
| ③家庭状況調査票 |
| ④保育施設利用申込書 |
| ⑤児童の健康に関する質問票 |
| ⑥その他：該当する事由がある場合、それに合わせた書類を提出してください。 ・生活保護を受給している場合……………受給証の写し ・ひとり親世帯の場合……………世帯の状況が証明できるもの (児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍謄本のいずれか) ※上記の証明書がいずれも無い場合は、それに代わる証明書が必要となります。 ・離婚には至っていないが、調停(裁判)中である場合……………離婚調停(裁判)を証明する書類 (調停期日通知書の写し、事件係属証明書等) ※利用者負担額(保育料)の決定に影響する場合がありますので、忘れずに提出してください。 ・保育施設等に保育士として勤務、復職予定又は内定している場合……………保育士資格証、幼稚園教諭免許状、看護師資格いずれかの写し ・入所希望日までに転入の予定がある場合……………不動産売買契約書、賃貸契約書等の写し等 ・認可外保育所・幼稚園・認定こども園の幼稚園部分に入所中の場合……………申請児童の保育室等在籍証明書 ・申請児童又は世帯員が障害者手帳等をお持ちの場合……………障害者手帳等の写し ・父又は母が医療受給者証をお持ちの場合……………指定難病等医療受給者証又は特定疾患医療受給者証の写し その他必要な書類がある場合は、別途請求することがあります。 |

※提出書類に漏れがある場合、利用調整(選考)における調整点等が付かない場合があります。

※書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合は、入所を取り消す場合があります。

8. 入所申込みに関する注意

◇産前・産後休業、育児休業明けでの申込みの場合

入所日が属する月の翌月の15日までに職場に復帰することが申込みの条件となります。復帰後は、「復職・就労開始証明書」を提出してください。提出できない場合、施設を退所となることがあります。また、入所できなかった場合に育児休業の延長を検討しているときは、19ページをご確認ください。

◇希望施設の選択について

通園可能な範囲で、欠員の有無に関わらずご記入ください。利用調整は希望施設として記入されている範囲で行います。記入がない施設は、定員に空きがあっても利用調整を行いませんので、ご注意ください。

◇転所申込みの際の注意事項

各月の利用調整により転所が決定した後、いかなる場合でも転所を辞退することや元の保育施設へ戻ることはできません。転所の意思がなくなった場合は、各月の年度途中申込の受付期間までに、必ず転所の申請を取り下げてください。

転所決定後は、転所先の施設で改めて入所前の手続や慣らし保育が必要となります。

◇【重要】入所申込後（入所が決定するまで）の申込事項の変更について

保育施設の入所申込後、次の事項に該当する場合には、以下のとおり書類の提出が必要となります。
※手続を行わなかった場合、変更が適用されなかったり、申込みが無効になったりすることがありますので、必ず手続をしてください。

①入所を希望する施設に変更・追加がある場合

提出書類：「保育施設利用申込書」

各月の年度途中申込の受付期間までに提出いただくことで、変更が適用となります。

②申込みを取り下げたい場合

提出書類：「保育施設利用申込取下書」及び「教育・保育給付認定申請取下書」

年度中に再度入所を希望する場合は、新規に教育・保育給付認定申請書等の提出が必要です。

③その他、世帯の状況に変更があった場合

提出書類：「教育・保育給付認定の変更申請書」

変更が生じた日の属する月の末日までに提出してください。

1. 住所が変更となる場合（市内転居・市外転出）

市外への転出により、転出後も東松山市内の保育施設の利用を希望する場合は、お問合せください。

2. 家庭の状況に変更があったとき（婚姻・離婚による氏名変更、祖父母との同居別居、世帯構成の変更など）

婚姻などに伴い新たに保護者となった方については、保育を必要とする証明書類の提出が必要となります。また、利用者負担額の変更を伴う場合があります。

3. 保育を必要とする事由に変更があった場合

就労証明書や就労誓約書等、その内容が確認できる書類を提出してください。

4. 利用者負担額に関する事項について変更があった場合（所得の修正申告など）

課税資料等、変更が分かる書類を提出してください。

5. その他、変更がありましたら保育課までお問合せください。

※変更する内容に応じて、添付書類が必要になる場合があります。

9. 利用調整と利用調整結果の通知について

【1】決定

利用調整は申込みの締切後に開始します。入所の決定は申込順ではありません。「東松山市保育施設利用調整基準点数表（11、12ページ）」に基づき、保育の必要性の高い順に利用調整を行います。

【2】結果通知

利用調整結果は以下の日程までに郵送で通知します。

4月入所 【1次申込み】⇒2月中旬以降 【2次申込み】⇒3月上旬以降

5月から3月入所【年度途中入所申込み】⇒入所月の前月20日頃

結果通知には ①保育の必要性の認定申請に係る結果（保育の必要性の認定を受けた方のみ）

②施設の利用希望に係る結果

の2種類があります。

①保育認定の申請に係る結果

- 必要性を認定した場合は、「支給認定証」を送付します。
- 必要性が認定できなかった場合は、「教育・保育給付認定却下通知書」を送付します。

②施設の利用希望に係る結果

- 入所できる場合は、「施設利用契約決定通知書」を送付します。
→入所決定後の手続、入所する際の注意事項について、18ページをご確認ください。
- 入所できない場合は、「施設利用保留通知書」を送付します。（入所保留となります。）
→入所保留となった場合の注意点について、19ページをご確認ください。



10. 広域入所について

◇東松山市に住民票があり、市外保育施設の利用を希望する場合

申込先：東松山市保育課

利用調整：保育施設のある市区町村

事前確認：利用調整を行うための基準は市区町村により異なりますので、事前に保育施設のある市区町村へ以下の①～④を必ずご確認ください。

①申込条件：施設のある市区町村に住民票がない方の申込は、在勤・祖父母在住など別に条件を設けている場合があります。

②申込締切日：締切日は市区町村によって異なります。施設のある市区町村が定める締切日の**10日前**までに、東松山市に申込書類を提出してください。

③申込書類：市区町村によって異なります。

※転出予定で転出先の住所地が決まっている場合

住所地の分かる書類（不動産売買契約書等）を提出してください。

東松山市ではなく、施設のある市区町村に直接申込みができる場合があります。

④空き状況等：空きがなく、受入れを制限している場合があります。

◇東松山市外に住民票があり、市内保育施設の利用を希望する場合

申込先：住民票のある市区町村

利用調整：東松山市保育課

事前確認：東松山市では以下の①～④のとおり、申込条件等を定めています。

①申込条件：保護者のいずれかの勤務地が東松山市内にあること。

②申込締切日：東松山市が定める受付期間に間に合うように申込みが必要です。

※詳しくは申込先である住民票のある市区町村にご確認ください。

③申込書類：住民票のある市区町村が定める書類一式

④利用調整：東松山市に住民票がある方を優先に利用調整を行います。その後、施設の定員に余裕がある場合に、市外に住民票がある方の利用調整を行います。

※利用が決定した場合の入所期間は当該年度の3月末までとなり、翌年度以降は毎年利用調整の手続きを行います。

◇入所希望日までに東松山市に転入予定の場合

以下の条件①～④を全て満たしている場合に限り、市内に住民票がある方と同じ扱いで利用調整を行います。

申込先：東松山市保育課

〈条件〉

①転入先住所が決まっていること。

②引越し予定日が入所希望日以前であること。

③転入後居住する住所地と住宅の引渡し予定日がわかる書類を用意できること。

（土地の売買契約書と新築工事請負契約書、不動産売買契約書、賃貸契約書など）

④入所決定、入所保留に関わらず、入所希望日までに転入手続きができること。

（引越しと住民票の異動完了）

※転入手続きができなかった場合は、入所を取り消します。

※今まで住んでいた市区町村で保育施設に通っており、引き続き同じ保育施設に通う希望のある方は、別の手続きも必要となります。現在お住まいの市区町村と東松山市保育課の両方に事前にご相談ください。

1 1. 入所決定した場合について

【1】決定後の手続について

入所の手続に必要な書類が送付されます。

通知が届きましたら、①入所が決定した施設へ連絡 ②必要書類の提出 をお願いします。

◇入所辞退について

決定となった施設への入所を辞退したい場合は、保育課へ連絡してください。

提出書類：保育施設入所辞退届

【注意点】

- ・入所を辞退した場合、入所保留の状態となり、申込みを取り下げない限りは、翌月以降（当該年度内まで）も入所選考の対象になります。
- ・辞退した保育施設は入所選考の希望施設から除かれます（当該年度内まで）。また、当該年度内に限り、入所選考において減点の対象になります。

【2】入所する際の注意事項

◇慣らし保育について

入所当初は「慣らし保育」のため、短時間の保育になります（転所含む）。期間は1～2週間が目安になりますが、お子様の慣れ具合によって異なります。

◇延長保育について

通常の保育時間では、勤務時間や通勤時間などの事情により、お子さんを送り迎えできない世帯を対象に、延長保育を実施している園があります。

申込先：各保育施設

料金：園により異なるため、施設にお問合せください。

延長時間：各施設の開所時間の範囲内（開所時間は3～5ページをご確認ください）

【3】入所に条件が設けられている場合

次の理由で入所した場合は入所期間に制限や条件があります。

①求職活動

入所月の初日から3か月後までに、労働を開始するなどしてお子さんが保育を必要とする証明書類を提出してください。

②妊娠・出産

入所期間は出産（予定）日の属する月の3か月前から、出産（予定）日から8週間後の日の翌日が属する月の月末までとなります。

その後も入所を希望する場合は、一度退所していただき、改めて入所申請をする必要があります。

③産休・育休明け

入所日が属する月の翌月の15日までに職場に復帰することが条件となります。復帰後は、復職・就労開始証明書（市指定の様式あり）を提出してください。

また、他の理由で入所した場合も含め、入所期間内でも家庭内で保育が可能となった場合には保育の実施を解除します（労働を理由に入所した場合の離職、疾病等を理由に入所した場合の治癒など）。

12. 入所保留となった場合について

【1】 保留となった場合の翌月以降の選考について

入所が保留となった場合には、翌月以降（当該年度内（3月）まで）も利用調整の対象となります。欠員が出た段階で保育の必要性が高い児童から入所を決定します。

翌月以降の結果通知については、以下のとおりとします。

◎入所が決定した場合……………「施設利用契約決定通知書」を郵送します。

◎引き続き入所保留となる場合……通知等はいたしません。

※「施設利用保留通知書」は申込みのあった当月のみ発行するものであり、毎月発行されるものではありません。

◇申込内容の変更・取下げについて

変更・取下げ書類の提出が必要となります。

詳しくは15ページ「【重要】入所申込後（入所が決定するまで）の申込事項の変更について」をご確認ください。

◇子どものための教育・保育給付認定の効果について

入所保留となった場合でも、「支給認定証」に記載の認定期間までは効果を有します。

認定期間が終了してしまう場合（「求職活動」で認定を受けた場合等）は、再び保育認定を受ける必要があります。

【2】 令和7年度保育施設の利用申込みについて

保育施設の利用申込みについては、年度ごとに申込みが必要となります。令和6年度の申込みをし、入所保留となっている方についても、令和7年4月からの入所の申込みについては、改めて申込書類の提出が必要となります。

【3】 入所保留となった場合に育児休業の延長を検討しているときの注意事項

保育施設に入所できないことにより、育児休業を当初の期間から延長して取得することができる場合、勤務先において、その事務上で「保育施設に入所できないことを証明する書類」が必要となる場合があります。

東松山市では、保育施設に入所できない場合に「施設利用保留通知書」を発行していますが、この通知は申込みのあった当月のみ発行するものであり、翌月以降も引き続き入所保留となった場合においても、「施設利用保留通知書」は発行されません。

あらかじめ勤務先に「育児休業延長の手続のために何月時点で施設に入所できないことの証明が必要なのか」を確認していただき、その時期に合わせて入所の申込みを行ってください。

13. 入所後の各種変更等手続について

◇世帯の状況に変更があった場合

提出書類：「教育・保育給付認定の変更申請書」

変更が生じた日の属する月の末日までに提出してください。

1. 住所が変更となる時（市内転居・市外転出）

市外への転出により、転出後も東松山市内の保育施設の利用を希望する場合は、お問合せください。

2. 家庭の状況に変更があったとき（婚姻・離婚による氏名変更、祖父母との同居別居、世帯構成の変更など）
婚姻などに伴い新たに保護者となった方については、保育を必要とする証明書類の提出が必要となります。また、利用者負担額の変更を伴う場合があります。

3. 保育を必要とする事由に変更があった場合

就労証明書や就労誓約書等、その内容が確認できる書類を提出してください。

4. 利用者負担額に関する事項について変更があったとき（所得の修正申告など）

課税資料等、変更が分かる書類を提出してください。

5. その他、変更がありましたら保育課までお問合せください。

※変更する内容に応じて、添付書類が必要になる場合があります。

◇保護者が退職し、引き続き入所を希望する場合

提出書類：「就労誓約書」

退職日の属する月の翌月から3か月間、施設への継続入所が認められます。3か月以内に労働を開始するなどして、保育を必要とする証明書類を提出した場合、新しい事由に基づく継続入所が可能となります。

退職後の届出をしなかった場合や、当該期間内に保育を必要とする証明書類が提出されない場合は、退所していただくことがあります。

◇入所後に妊娠・出産し、育児休業を取得する場合

提出書類：「就労証明書」

育児休業取得（予定）期間が明記された就労証明書を提出してください。入所中のお子さんは保育できない状態ではなくなりますが、届出をした場合に限り、最大で、育児休業対象児童が1歳に達した、年度末の翌5月末日まで入所することができます。

◇入所継続の手続について

毎年10月頃に、翌年度の入所を継続するための手続として、お子さんの保育を必要とする事由などの確認をするため、書類を提出していただいております。

※市役所に届出をしている内容と相違がある状況が判明した場合は、「子どものための教育・保育給付認定」の変更の必要が生じるほか、継続入所できないことがあります。家庭の状況に変更があった場合は、その時点で速やかに届出をしてください。

14. 施設の休所・退所について

◇都合により保育施設を長期間休む場合

保育課及び保育施設に連絡をしてください。施設の下承が得られた場合、在籍したまま休むことは可能ですが、その場合、利用者負担額等は通常どおり納めていただくこととなります。

◇施設を退所する場合

提出書類：「保育施設退所届」及び「教育・保育給付認定申請取下書」

提出期限：退所希望月の前月15日（土日・祝日の場合は、前開庁日）

※施設の退所は希望する月の末日付となり、その月分まで利用者負担額を納めていただくこととなります。

◇市外へ転出する場合

転出日が属する月までは、東松山市がお子さんの入所を決定しますが、翌月以降は転出先の市区町村がお子さんの入所を決定します。

そのため、同じ保育施設へ引き続き入所を希望する場合であっても、以下の手続きが必要です。

①東松山市へ「保育施設退所届」及び「教育・保育給付申請取下書」を提出し、併せて「支給認定証」を返却してください。

②転出先市区町村の保育担当課で、入所の申込みをしてください。

※①、②の手続きは、転出日の属する月のうちに必ず行ってください。

※市外に転出となった場合に引き続き入所できるかどうかの判断は、17ページ「東松山市外に住民票があり、市内保育施設の利用を希望する場合」に記載されている、市外にお住まいの方の基準で行います。ただし、転出した当年度については、転出先市区町村の保育施設受入状況を考慮した上で、引き続き入所を認めることがあります。



15. 利用者負担額（保育料）について

〈1〉利用者負担額について

◎対象施設：保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育（どの施設に入所しても共通です。）

◎納付対象月：毎月初日時点で在籍している月（1日も通所しなくても、前月中に退所の手続きをしていないと、その月の分は納めていただくことになります。）

◎利用者負担額の納付先と納付方法

| 利用できる施設 | 納付先 | 納付方法 |
|---------|----------|----------------------------------|
| 市内保育園 | 東松山市 | 口座振替又は納付書 ※できるだけ口座振替にご協力ください。 |
| 市外私立保育園 | | |
| 市外公立保育園 | 保育園の市区町村 | 施設ごとに異なる |
| 認定こども園 | 施設 | |
| 地域型保育 | | |

◎決定方法：お子さんのクラス年齢、保育必要量、保護者の市区町村民税額、世帯の状況等により決定します。詳しくは23・24ページの「東松山市特定保育施設等利用者負担金徴収基準額表」及び「備考」をご確認ください。

※参照する市区町村民税の年度について

| 月分 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|------|--------------|---|---|---|---|---|--------------|----|----|---|---|---|
| 参照年度 | 令和5年度市区町村民税額 | | | | | | 令和6年度市区町村民税額 | | | | | |

※ただし、父母共に市区町村民税額が0円の場合で、かつ同居祖父母（別世帯含む）が以下のいずれかに該当する場合は、原則として同居祖父母を家計の主宰者とみなし、当該同居祖父母（いずれか収入の大きい方）の市区町村民税額を参照いたします。

- ①入所児童を税法上又は健康保険上の扶養としている。
- ②入所児童の父母を税法上又は健康保険上の扶養としている。
- ③最多収入者又は最多納税者である。

◎決定に必要な書類

- ・マイナンバーを活用した情報連携を行い、市区町村民税額を参照するため、原則として算定に係る書類（課税証明書等）の提出は不要です。
- ・ただし、令和5年（令和6年）1月1日時点で、海外に住所地があった方等については、別途証明書類の提出を求める場合があります。

→証明書類に記載が必要な事項…①支払金額（国内分、国外分、合計、それぞれ必要）、②給与所得控除後の金額、③控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）、④社会保険料等の金額

※証明書類が外国語表記の場合は日本語訳が必要となります。

※算定に必要な証明書等の提出が無かった場合、最高額で算定します。

◇利用者負担額の変更について

世帯の状況に変更があった場合（保護者の死亡又は離婚（調停中の場合も含む）、再婚、祖父母との同居や別居など）や、税の修正申告などにより市区町村民税額が変更となった場合は、利用者負担額の階層変更に該当することがありますので、保育課までお申出ください。

なお、利用者負担額の階層変更は、その事実が判明した翌月から対象となりますのでご了承ください。ただし、その事実を届け出ていなかった場合等は事実のあった翌月に遡り、税額が変更になったという場合等は年度当初に遡ります。

〈2〉実費徴収・上乘徴収について

利用者負担額の外に、給食費や教材費をはじめとした「実費徴収」や、保育の質向上のために必要な費用を徴収する「上乘徴収」がかかる場合があります。費用は施設により異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。

令和6年度 東松山市特定保育施設等利用者負担金徴収基準額表

| 各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収基準額（月額）円 ※（）内は保育短時間認定の場合 | | |
|----------------------|--|-------------------------------|--------------------|---------------|
| 階層 | 定 義 | 0, 1, 2歳児 クラス | 3歳児 クラス | 4, 5歳児 クラス |
| A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 円 0 (0) | | 円 |
| B | A階層の世帯を除いた市民税非課税世帯 | 0 (0) | | |
| C | A階層の世帯を除いた市民税の課税世帯であって、均等割のみの課税世帯 | 6,800 (6,700) | | |
| D 1 | A階層の世帯を除いた市民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 1円以上 12,000円未満 | 7,800 (7,700) | |
| D 2 | | 12,000円以上 27,000円未満 | 8,700 (8,600) | |
| D 3 | | 27,000円以上 48,600円未満 | 10,500 (10,400) | |
| D 4 | | 48,600円以上 57,000円未満 | 13,500 (13,300) | |
| D 5 | | 57,000円以上 73,000円未満 | 16,500 (16,300) | |
| D 6 | | 73,000円以上 82,000円未満 | 19,500 (19,200) | |
| D 7 | | 82,000円以上 97,000円未満 | 22,500 (22,200) | |
| D 8 | | 97,000円以上 110,000円未満 | 26,700 (26,300) | 0 (0) |
| D 9 | | 110,000円以上 125,000円未満 | 31,100 (30,600) | |
| D10 | | 125,000円以上 140,000円未満 | 35,600 (35,000) | |
| D11 | | 140,000円以上 169,000円未満 | 40,000 (39,400) | |
| D12 | | 169,000円以上 200,000円未満 | 43,900 (43,200) | |
| D13 | | 200,000円以上 250,000円未満 | 48,100 (47,300) | |
| D14 | | 250,000円以上 301,000円未満 | 50,600 (49,800) | |
| D15 | | 301,000円以上 340,000円未満 | 52,400 (51,600) | |
| D16 | | 340,000円以上 397,000円未満 | 53,600 (52,700) | |
| D17 | | 397,000円以上 420,000円未満 | 55,200 (54,300) | |
| D18 | | 420,000円以上 450,000円未満 | 57,600 (56,700) | |
| D19 | | 450,000円以上 | 59,500 (58,500) | |

※当該年度の4月1日における年齢です。年度途中で誕生日を迎えても利用者負担額に変動はありません。

備 考

- 1 この表における「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法第314条の9、同法附則第5条第3項、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項、同法附則第5条の5第2項、同法附則第7条の2及び同法附則第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 2 同一世帯に認可保育施設等^{※1}の施設を利用している子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、
 - (1) 当該子どものうち、年齢の高い順から2人目のときは半額
 - (2) 当該子どものうち、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。(ただし、同年齢の児童が2人以上の場合は、いずれか1人とする。)
- 3 前記2に関わらず、保護者の市区町村民税の所得割の合計額が57,700円未満(C、D1~D4、D5の一部)の場合の利用者負担額は、世帯の子どもの年齢を問わず、
 - (1) 年齢の高い順から2人目のときは半額
 - (2) 年齢の高い順から3人目のときは無料とする。(ただし、同年齢の子どもが2人以上の場合は、いずれか1人とする。)
- 4 前記3に関わらず、保護者の市区町村民税の所得割の合計額が77,101円未満(C、D1~D5、D6の一部)で、かつ、ひとり親世帯等^{※2}に該当する場合の利用者負担額は、世帯の子どもの年齢を問わず、
 - (1) 年齢の高い順から1人目のときは半額
※ただし、3歳未満児のD6階層は9,000円とする。
 - (2) 年齢の高い順から2人目以降のときは無料とする。
※ただし、同年齢の児童が2人以上の場合は、いずれか1人とする。

※1 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所(小規模保育等)、認可幼稚園、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚、児童心理治療施設通所部、児童発達支援の利用、医療型児童発達支援の利用を指します。

※2 ひとり親の世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、特別児童扶養手当を受給している世帯、障害基礎年金を受給している世帯を指します。

◎徴収基準額表の見方

- ・ 令和6年4~8月の期間は令和5年度の市区町村民税額を、9月以降は令和6年度の市区町村民税額を参照します。
- ・ 市区町村民税の所得割が課税されている場合はD階層になります。この場合は父母の市区町村民税の所得割額の合計金額によってD1~D19のいずれかの金額になります。市区町村民税の所得割額については、寄付金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・申告特例控除等の適用はありません。
- ・ 市区町村民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税されている場合は、C階層となります。
- ・ 市区町村民税が非課税の場合は、B階層となります。

◎東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化制度

前記備考の1から4に当てはまらない場合、東松山市では、「保育園・認定こども園・(新制度に入る)幼稚園・地域型保育を利用している児童について、兄弟姉妹(年齢を問わない)がいる世帯のうち、当該児童が世帯の2人目以降で、かつ、3歳未満児の場合、利用者負担額を無料とする(市区町村民税額は問わない)」制度を実施しております。

※上記までの軽減制度について、実際に対象となるかどうかについては、保育課までお問い合わせください。

※一部制度の適用には毎年度申請が必要となります。

※基準額表及び備考は変更になることがあります。

認可外保育施設



*企業主導型保育事業所

認可外保育施設のうち、児童育成協会が定める基準を満たしている施設で、主に従業員のお子さんを預かる施設です。ただし、従業員のお子さん以外にも、一般のお子さんが利用可能な「地域枠」があります。

| 施設名 | 経営主体 | 対象年齢 | 所在地 | 電話番号 | 保育時間 (延長時間を含む) |
|----------|------------------|-------------|-------------|---------|--------------------------------|
| もれあ保育園 | 株式会社 浜屋 | 5か月 ～就学前 | 新郷 11-1 | 81-6657 | 平日 8:00～20:00 土曜 8:00～19:00 |
| ラフキッズ保育園 | 株式会社 パラメディックス | 4か月 ～就学前 | 高坂 880-3 | 81-3260 | 平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00 |

＜保育料＞施設に直接、お問合せください。

＜申込み＞施設に直接、お問合せください。

*その他の認可外保育施設

「企業主導型保育事業所」以外の認可外保育施設です。国及び市が定める認可外保育施設の設備及び運営の基準を満たした施設です。

| 施設名 | 経営主体 | 対象年齢 | 所在地 | 電話番号 | 保育時間 (延長時間を含む) |
|----------------|---------------|-------------|-----------|---------------|-------------------|
| なないろ K&M's | 株式会社 K&M's | 4か月 ～就学前 | 上唐子 1469 | 21-7111 | 平日 8:00～19:00 |
| トーコー キッズベース | 株式会社 アミー | 6か月 ～就学前 | 仲田町 1 | 53-6857 | 平日 7:30～18:30 |
| ことり保育園 | 清藤 康彦 | 2か月 ～就学前 | 石橋 1585-3 | 080-7437-2023 | 平日 7:45～18:30 |

＜保育料＞施設に直接、お問合せください。

＜申込み＞施設に直接、お問合せください。

◇幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化対象となります。

無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」（「子どものための教育・保育給付2・3号認定」又は「子育てのための施設等利用給付認定の第2・3号認定」）を受ける必要があります。

詳細は26～27頁をご確認ください。

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス（3歳になった次の4月1日～の年度）から小学校入学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。

保育所、認定こども園（保育部分）、認可外保育施設等の利用料が無償化となるためには、保育の必要性の認定が必要となります。

◇幼児教育・保育無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

| 子どもの年齢 | | 3～5歳児クラス ※3歳になった次の4月1日～小学校入学前 | | 0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで | | |
|------------------------------------|------------------------|----------------------------------|---------|-----------------------------------|---------|------|
| | | あり | なし | あり | | なし |
| 住民税課税状況 | | — | — | 非課税世帯 | 課税世帯 | — |
| サービスの種類 | 保育所（認可施設）、認定こども園（保育部分） | 無償 | 利用不可 | 無償 | 無償化の対象外 | 利用不可 |
| | 認定こども園（教育部分） | 無償 | | — | — | — |
| | 認定こども園（教育部分）の預かり保育料 | 月額 11,300 円を上限に無償* | 無償化の対象外 | | | |
| | 幼稚園 | 月額 25,700 円まで無償 | | | | |
| | 幼稚園の預かり保育料 | 月額 11,300 円を上限に無償* | 無償化の対象外 | 月額 42,000 円を上限に無償 | 無償化の対象外 | |
| 認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり | 月額 37,000 円を上限に無償 | | | | | |

※満3歳児クラスの第3号認定の場合は、月額 16,300 円を上限に無償。

○保育所等を利用している方

<1> 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

| 子どもの年齢 | 保育料 |
|-------------------------|--------|
| 3～5歳児クラス | 無償 |
| 0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合 | |
| 0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合 | 無償化対象外 |

●多子世帯の保育料負担軽減は、兄弟の保育料が無償化されても現行（第2子半額、第3子無償）のまま続きます。

●企業主導型保育事業所は、同程度の無償化が図られます。利用している施設にお問合せください。

<2>給食費について

| | 3～5歳児クラス | 0～2歳児クラス |
|--------------------|------------------|-------------|
| 主食費 (ごはん、パンなど) | 給食費として 保護者負担* | 保育料として保護者負担 |
| 副食費 (おかず、おやつなど) | | |

※年収360万円未満世帯又は第3子以降(満3歳から5歳児までの子どもで、認可保育施設等を同時に利用している子どもが3人以上いる場合の3人目以降)は、副食費が免除されます。

○認可外保育施設等を利用している方

<1>保育料(利用料)の無償化

無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」(「子どものための教育・保育給付2・3号認定」又は「子育てのための施設等利用給付認定の第2・3号認定」)を受ける必要があります。なお、給食費、教材費、行事費などは無償化の対象となりません。

| 子どもの年齢 | 保育料(利用料) |
|---|---------------------|
| 3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども | 合計月額 37,000 円を上限に無償 |
| 0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども かつ住民税非課税世帯 | 合計月額 42,000 円を上限に無償 |

<2>対象となる施設・サービス

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。ただし、無償化の対象施設として市区町村の確認を受けている必要があります。

幼児教育・保育の無償化については、市ホームページ「幼児教育・保育の無償化について」において、詳しく紹介しておりますので、ご覧ください。

ホームページ「幼児教育・保育の無償化について」 →



一時保育

家庭での保育が一時的に困難となったお子さんを保育するものです。
申込み・詳細は各保育園へお願いします。

- (1) 非定型的保育[A型] 保護者の就労、職業訓練、通学、看護、生涯学習等により、平均して週3日程度家庭での保育が困難となる場合。
- (2) 緊急保育[B型] 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる場合。
- (3) 育児リフレッシュ保育[C型] 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担が非常に重く、一時的に社会的サポートが必要な場合。

| 利用できる施設 | | まつやま保育園 わかまつ保育園 | 仲よし保育園 第二仲よし保育園 | のもと保育園 | どんぐり保育園 | いちご保育園 | 東松認定こども園げんき | 桑の木保育園 | |
|---------|-----------------|--------------------|--------------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| 対象年齢 | 平日 | 満1歳以上 | 6か月以上 | 満1歳以上 | 2か月～2歳 | 5か月～2歳 | 満2歳以上 | 満1歳以上 | |
| | 土曜 | | | | | | | | |
| 利用時間 | 平日 | 8:30～17:00 | 8:30～17:00 | 9:00～17:00 | 8:30～17:00 | 8:30～17:00 | 8:30～16:30 | 8:30～16:30 | |
| | 土曜 | 8:30～12:30 | — | — | — | 8:30～12:30 | — | — | |
| 保育料 | 0歳児 | 日額 | — | 4,500円 | — | 3,000円 | 3,000円 | — | — |
| | | 4時間あたり | — | 2,500円 | — | 1,500円 | 1時間あたり700円 | — | — |
| | 3歳未満児 | 日額 | 2,500円 | 2,500円 | 1時間あたり500円 | 3,000円 | 2,500円 | 2,500円 | 3,000円 |
| | | 4時間あたり | 1,500円 | 1,500円 | | 1,500円 | 1時間あたり500円 | 1時間あたり400円 | 1時間あたり600円 |
| | 3歳以上児 | 日額 | 1,500円 | 1,500円 | | — | — | 2,500円 | 3,000円 |
| | | 4時間あたり | 1,000円 | 1,000円 | | — | — | 1時間あたり400円 | 1時間あたり600円 |
| | 時間外 (30分あたり) | 500円 | 500円 | — | 500円 | 500円 | — | 10分あたり150円 | |

- 金額には、給食代・おやつ代が含まれています。その他、雑費等が必要な場合があります。
- 給食の提供が不要な場合、上記表の金額から200円を減じた額が利用料となります(まつやま保育園、わかまつ保育園のみ)
- 東松認定こども園げんきは、上記の金額に給食代が含まれておりません。お弁当をご持参ください。
- 一時保育は保護者が市内在勤の児童も利用できます。利用料等、詳細はお問合せください。

(※) まつやま保育園では、日曜・祝日にも8時30分～17時まで一時保育を行っております。ただし、延長保育なし、給食・おやつなし等平日に行う一時保育と異なる部分もありますのでご注意ください。

短時間保育

保護者の傷病による通院等で、家庭での保育が困難となる場合、ご利用できます。

| 利用できる施設 | | まつやま保育園 | |
|---------|--------|-----------------------------------|-------|
| 対象年齢 | | 満1歳以上 | |
| 利用期間 | | 平日8時30分～17時まで 土曜8時30分～12時30分まで | |
| 保育料 | 区分 | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
| | 1時間あたり | 400円 | 300円 |



休日保育

保護者が勤務の都合等により、休日に家庭での保育が困難なお子さんを保育するものです。
申込み・詳細は市役所保育課へお願いします。

| | |
|---------|--|
| 実施施設 | まつやま保育園 |
| 所在地 | 東松山市加美町6-16 |
| 問合せ先 | 0493-21-1407（保育課） |
| 定員 | 7名 |
| 曜日 | 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日。 ※年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。 |
| 保育時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 食事（給食等） | お弁当をご持参ください。おやつ及び飲み物も同様です。 |

※平日及び土曜日の利用と合わせ、1週間のうち6日間の利用の範囲に限ります。

◇休日保育が利用できる人

以下のすべての要件に該当する場合は、

- 1 市内に住所がある満1歳から小学校就学前までの児童で、認可保育所、認定こども園（保育所機能部分に限る。）及び小規模保育事業所等の地域型保育事業所に入所している児童
- 2 子どものための教育・保育給付認定を受けている子ども（1号認定を除く。）
- 3 保護者が勤務の都合等により、家庭での保育が困難であること。

※上記要件を満たさない方で、休日の保育を希望する場合には、一時保育をご利用ください。
詳細については28ページをご参照ください。

◇利用登録（保育課窓口にて随時受付）

利用は登録制となっております。必ず事前登録をお願いします。登録の際は以下の書類を提出してください。なお、登録は無料です。※登録は年度ごとに必要となりますのでご注意ください。

- ①休日保育利用登録申請書
※「健康保険証」及び「こども医療費受給資格証」のコピーが必要となります。
- ②休日保育送迎者登録票
※お子さんの写真と送迎者の写真が必要となります。
- ③食物アレルギー疾患生活管理指導票等（個別対応食の必要がある方のみ。在籍する保育所等に提出したもののコピーでかまいません。）
- ④休日においても児童の保育ができないことを証明する書類
（就労証明（調査）書【休日保育事業用】、診断書等）

◇利用の申請等について

※予約は、利用希望日の属する月の2か月前から受け付けます。利用希望日の5日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後5時15分までに、保育課へ直接申し込んでください。

- 予約申込みは、1か月ごとにまとめてすることができます。
- 先着順となります。既に定員に達している場合は、お受けできませんので、あらかじめご了承ください。
- 登録番号、氏名、年齢を伝え、利用予約をしてください。
- 利用を辞退する場合は、「休日保育利用辞退届」を提出してください。

※詳しくは東松山市保育課へお問合せください。

病児保育

お子さんが病気のため、保育園等で集団生活が送れず、保護者が仕事を休めない等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合にお子さんを保育するものです。

| | |
|--------|--|
| 施設名 | 病児保育室ピッピ |
| 所在地 | 東松山市上野本 1226-1 (ほしこどもおとなクリニック敷地内) |
| 問合せ先 | 0493-24-0753 |
| 定員 | 1日4名まで |
| 対象年齢 | 生後6か月～小学6年生 |
| 保育料(※) | 1日2,000円 (東松山市外在住者は別料金になります。) |
| 保育時間 | 月～金曜日 8時30分～17時30分 (第4木曜を除く) |
| 休業日 | 土曜・日曜・祝日、第4木曜日 その他 ほしこどもおとなクリニック休診日 |

(※) 生活保護世帯及び前年度分市区町村民税非課税世帯には、減免制度があります。
生活保護世帯の方は「受給証」、前年度分市区町村民税非課税世帯のうち、賦課期日時点で東松山市に住民登録がない方は「前年度分市区町村民税非課税証明書」が必要となりますので、ご注意ください。

◇利用方法

(1) 登録

事前に市役所保育課又は病児保育室ピッピへ「病児保育事業利用者登録書」を提出してください。
※登録は年度ごとに必要となりますのでご注意ください。

(2) 予約(前日)

実施施設へ仮予約を行ったうえで、ご利用ください(急な当日のご利用も可能な場合があります)。

(3) 利用(当日)

「病児保育事業利用申請書」を実施施設へ提出してください。

*各書類については、市役所保育課、病児保育室ピッピで配付しています。
また、市ホームページからもダウンロードできます。



《当日お持ちいただくもの》

- 病児保育事業利用申請書
- 病児保育利用連絡書(診療情報提供書)
- 健康保険証、こども医療費受給資格証等
- 服用中の薬と説明書
- お薬手帳
- ハンドタオル・バスタオル
- 汚れたものを入れるビニール袋

- お弁当
- おやつ(施設で提供の場合は200円)
- 飲み物
- エプロン
- 着替え・肌着
- 哺乳瓶・ミルク
- 紙おむつ・お尻ふき

東松山市保育施設マップ

保育園

- ① まつやま保育園
- ② たかさか保育園
- ③ わかまつ保育園
- ④ からこ保育園
- ⑤ いちのかわ保育園
- ⑥ 若草保育園
- ⑦ 桃の木保育園
- ⑧ 仲よし保育園
- ⑨ 第二仲よし保育園
- ⑩ のもと保育園
- ⑪ みどり保育園
- ⑫ 高坂ひまわり保育園
- ⑬ あっぷる幼児園
- ⑭ ハルム松ノ木保育園
- ⑮ ウェルネス保育園東松山
- ⑯ 第二みどり保育園
- ⑰ 桑の木保育園

小規模保育

- ① どんぐり保育園
- ② いちご保育園
- ③ 木の実保育園
- ④ なないろK&M's
- ⑤ たんぽぽ保育園
- ⑥ 若草駅前小規模保育園
- ⑦ フレンドキッズランド高坂園
- ⑧ あびつくこども園

認定こども園

- ① 東松認定こども園げんき
- ② 認定こども園松山聖ルカ幼稚園

